

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に関する
標準仕様書（宮古島駐屯地）

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

標準仕様書

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
食器洗浄及び清掃作業部外委託	作成	令和7年2月7日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	宮古島駐屯地業務隊

1 総則 食器洗浄及び清掃作業部外委託

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の宮古島駐屯地（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂(事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。)の清掃及びこれらに付随する作業、並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 作業の条件

2.1.1 受託者の作業条件

受託者の作業条件は、次による。

a) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食

者数等に応じ、別紙第1「令和7年度食数及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「宮古島駐屯地隊員食堂における食器洗浄人員の実績」を基準として、本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を官側と協議の上、自らの判断で算定し、示された時期までに作業従事者勤務割振表を提出し、官側の同意を得ることとする。この際、作業従事者勤務割振表に同意が得られなかった場合、官側は改善を勧告する。

b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認した上で編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。

- c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。
- 1) 作業用被服類，食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
 - 2) 保健衛生用消耗品
 - 3) その他，官側の準備するもの以外全て
別紙第3「（食器洗浄及び清掃作業）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」
- d) 器材などの使用に当たっては，次の事項を遵守するものとする。
- 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検，使用後の点検・手入れによって，器材の故障を未然に防止する。
なお，施設及び器材などの維持，修理は原則として官側の負担とする。
- e) 本役務の実施に伴い，故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は，速やかに監督官又は検査官に報告するとともに，受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- f) 使用する施設及び器材などは，本業務以外に使用してはならない。

2.1.2 作業従事者の服務

作業従事者の宮古島駐屯地内における一般的な遵守事項は，隊員に準ずるものとする。

2.1.3 作業従事者の作業条件

作業従事者の作業条件は，次による。

- a) 日本国籍を持ち，心身ともに作業に支障のない者
- b) 現場責任者は，勤務時間中，常時名札及び青色腕章を装着し，所在を明確にする。
- c) 作業従事者は，勤務時間中，常時名札を装着するものとする。
- d) 食器洗浄及び清掃作業に従事した現場責任者及び作業従事者等の当日中の給食業務就業の禁止

2.2 作業の内容

2.2.1 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業

- a) 喫食後の食器類を食器洗浄機，洗剤などを使用して洗浄し，食器かごなどに分類・整理して収納の上，指定の場所に格納する。この際，食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- b) 配食後の食缶類を水槽，洗剤などを使用して洗浄し，指定の場所に格納する。
この際，保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- c) 食器洗浄機，水槽，その他洗浄に使用した器材・用具は，使用後に洗浄・手入れし，指定の場所に格納する。
- d) 食器洗浄作業終了後，食器洗浄室を清掃する。

2.2.2 食堂（事務室，厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作業

- a) 喫食終了後，食卓，椅子，食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。
- b) 喫食終了後，食堂の床，ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。
- c) 就業日の作業終了後，更衣室，廊下，トイレを清掃し作業終了後，清掃器材・用具を手入れし指定の場所に格納する。
- d) 厨房整備日は月1回を基準とし，厨房・洗浄場の各器材の整備，床清掃，冷蔵庫清掃，食堂の床，ドア，食卓，椅子の清掃及び空調設備の清掃を実施する。
- e) 8月及び12月を基準に年に2回の床のワックスがけを実施する。

2.3 作業量

2.3.1 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は，表1を基準とする。

表 1

種 類		月					
		1日当たりの平均予定数量					
		平日			休日		
作業区分		朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食
食 器 類	飯 わ ん	320 個	460 個	300 個	0 個	200 個	210 個
	汁 わ ん	320 個	460 個	300 個	0 個	200 個	210 個
	菜皿又は洋皿	320 個	460 個	300 個	0 個	200 個	210 個
	小 皿	320 個	460 個	300 個	0 個	200 個	210 個
	小 鉢	320 個	460 個	300 個	0 個	200 個	210 個
	湯 の み	320 個	460 個	300 個	0 個	200 個	210 個
	盆	320 個	460 個	300 個	0 個	200 個	210 個
	は し	320 組	460 組	300 組	0 組	200 組	210 組
食 缶 類	食缶 (飯用)	2 個	2 個	2 個	0 個	2 個	2 個
	食缶 (汁用)	2 個	2 個	2 個	0 個	2 個	2 個
	食缶 (菜用)	4 個	4 個	4 個	0 個	4 個	4 個
注 記	<p>1 細部は別紙第1を基準とし、大規模訓練等により、700食前後の喫食数になる場合もあり、官側との調整により、柔軟に対応するものとする。</p> <p>2 休日(土、日、祝日)の朝については、パン、弁当を提供のみであるので食器洗浄作業は実施しないが、訓練等場合により温食を実施する場合がある。</p> <p>3 盆は隊員使用分及び配食用、小鉢等前出し用に使用するものとする。</p>						

2.3.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は表2を基準とする。

表2

区 分	面積又は数量
食 堂	432㎡
食器洗浄室	48㎡
食 卓	60個
い す	240個
食卓備付品	60組

2.4 作業開始時刻及び終了時刻は、表3を基準とする。

表3

(平日勤務)

区 分	開始時刻	終了時刻
朝食作業	4時 00分	8時 00分
昼食作業	9時 00分	14時 00分
夕食作業	15時 00分	19時 00分

(休日勤務)

区 分	開始時刻	終了時刻
昼食作業	9時 00分	14時 00分
夕食作業	15時 00分	19時 00分

2.5 その他

作業の内容、作業量、作業開始時刻及び終了時刻については、日々の監督官が作業の都度指示する。

3 監督及び検査

- a) 各作業の実施時間、作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は、現場責任者は適切に対応するものとする。
- b) 次の判定基準に基づき監督・検査を受けるものとする。

時期等	項目	判定基準
その日の作業 開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか。
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝・昼・夕各食の食器洗浄作業時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づき、食器、食缶等の洗浄・手入れを行ったか。
		指定した数量の食器、食缶等を、時間内に洗浄したか。
朝・昼・夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指定した要領に基づき、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか。
その日の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

4 その他の指示

4.1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は、次による。

- a) 受託者は、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下、“マニュアル”という。）」に定める調理従事者等の衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。
- b) 作業従事者に係る食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 受託者は、官側がマニュアル別紙に示す従業者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

4.2 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表4—提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者一覧	年1回	業務開始 14日前まで	提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月25日まで (ただし、受託年度4月分は業務開始の14日前まで)	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。(10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。) 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表 (勤務予定表)	月1回	翌月分を前月7日まで	1 受託年度4月分は業務開始の10日前まで 2 作業従事者等の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を翌月5日まで	別紙第4「作業完了届」

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

5 その他

5.1 受託者が使用できる国有財産

a) 施設

本委託業務に関係する陸上自衛隊宮古島駐屯地食堂、厨房、控室及び更衣室

b) 設備

別紙第5「使用器材一覧(宮古島駐屯地)」のとおり。

c) 経費負担区分

前2号の使用に伴う電気、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。

5.2 受託者の経費区分

5.1において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要な全ての経費は受託者負担とする。

5.3 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内3月31日まで完了するよう協力しなければならない。

5.4 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和7年度食数及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数			現場 責任者 (人・時)	作業員			作業員1人 当りの食数 A÷B	令和 7年度 予定	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A		作業員 (人) B	1人当りの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C			
4月	平日	朝	338	193	264	1	3	4	12	88	264
		昼	600	194	419	1	4	4	16	105	419
		夜	330	171	242	1	3	4	12	81	242
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	925
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	258	146	175	1	3	4	12	58	175
		夜	193	144	165	1	3	4	12	55	165
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	340
5月	平日	朝	358	213	270	1	3	4	12	90	270
		昼	573	174	405	1	4	4	16	101	405
		夜	330	156	240	1	3	4	12	80	240
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	915
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	222	151	168	1	3	4	12	56	168
		夜	172	149	158	1	3	4	12	53	158
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	326
6月	平日	朝	365	286	321	1	3	4	12	107	321
		昼	571	433	505	1	4	4	16	126	505
		夜	361	200	298	1	3	4	12	99	298
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	1,124
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	265	165	193	1	3	4	12	64	193
		夜	212	161	181	1	3	4	12	60	181
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	374

上記に示す食数は、付紙「令和7年度食数参考値」による。

令和7年度食数及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数			現場 責任者 (人・時)	作業員			作業員1人 当りの食数 A÷B	令和 7年度 予定	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A		作業員 (人) B	1人当りの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C			
7月	平日	朝	447	309	354	1	3	4	12	118	354
		昼	560	410	493	1	4	4	16	123	493
		夜	381	242	328	1	3	4	12	109	328
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	1,175
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	286	220	251	1	3	4	12	84	251
		夜	263	215	238	1	3	4	12	79	238
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	489
8月	平日	朝	429	234	309	1	3	4	12	103	309
		昼	607	250	400	1	4	4	16	100	400
		夜	423	213	277	1	3	4	12	92	277
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	986
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	225	165	202	1	3	4	12	67	202
		夜	221	157	194	1	3	4	12	65	194
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	396
9月	平日	朝	380	270	354	1	3	4	12	118	354
		昼	584	410	538	1	4	4	16	135	538
		夜	416	236	320	1	3	4	12	107	320
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	1,212
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	351	188	255	1	3	4	12	85	255
		夜	281	173	234	1	3	4	12	78	234
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	489

令和7年度食数及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数			現場 責任者 (人・時)	作業員			作業員1人 当りの食数 A÷B	令和 7年度 予定	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A		作業員 (人) B	1人当りの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C			
10月	平日	朝	519	306	365	1	3	4	12	122	365
		昼	626	400	515	1	4	4	16	129	515
		夜	443	224	332	1	3	4	12	111	332
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	1,212
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	263	190	223	1	3	4	12	74	223
		夜	233	178	207	1	3	4	12	69	207
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	430
11月	平日	朝	377	307	341	1	3	4	12	114	341
		昼	539	455	491	1	4	4	16	123	491
		夜	350	226	307	1	3	4	12	102	307
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	1,139
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	206	179	192	1	3	4	12	64	192
		夜	228	171	192	1	3	4	12	64	192
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	384
12月	平日	朝	361	202	313	1	3	4	12	104	313
		昼	568	161	406	1	4	4	16	102	406
		夜	347	150	260	1	3	4	12	87	260
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	979
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	210	156	180	1	3	4	12	60	180
		夜	198	145	167	1	3	4	12	56	167
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	347

令和7年度食数及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数			現場 責任者 (人・時)	作業員			作業員1人 当りの食数 A÷B	令和 7年度 予定	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A		作業員 (人) B	1人当りの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C			
1月	平日	朝	412	230	330	1	3	4	12	110	330
		昼	551	141	402	1	4	4	16	101	402
		夜	404	136	269	1	3	4	12	90	269
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	1,001
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	206	133	169	1	3	4	12	56	169
		夜	241	130	173	1	3	4	12	58	173
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	342
2月	平日	朝	399	279	340	1	3	4	12	113	340
		昼	532	260	468	1	4	4	16	117	468
		夜	447	265	356	1	3	4	12	119	356
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	1,164
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	210	183	192	1	3	4	12	64	192
		夜	271	213	230	1	3	4	12	77	230
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	422
3月	平日	朝	322	225	288	1	3	4	12	96	288
		昼	495	195	425	1	4	4	16	106	425
		夜	359	234	309	1	3	4	12	103	309
		計	—	—	—	3	10	—	40	—	1,022
	休日	朝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		昼	172	151	158	1	3	4	12	53	158
		夜	230	149	194	1	3	4	12	65	194
		計	—	—	—	2	6	—	24	—	352

令和7年度食数参考値（令和6年4月実績基準※）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	月	285	504	295
2	火	303	522	305
3	水	300	446	255
4	木	257	466	264
5	金	263	449	215
6	土	0	183	174
7	日	0	157	152
8	月	254	405	240
9	火	237	400	226
10	水	232	394	225
11	木	231	432	237
12	金	234	438	175
13	土	0	146	144
14	日	0	156	193
15	月	325	520	318
16	火	322	542	313
17	水	332	533	328
18	木	338	600	330
19	金	326	553	233
20	土	0	0	0
21	日	0	258	178
22	月	226	304	204
23	火	217	323	201
24	水	201	278	186
25	木	206	273	189
26	金	193	234	171
27	土	0	158	146
28	日	0	157	149
29	月	0	166	163
30	火	0	194	174
平均(平日)		264	419	242
平均(休日)		0	175	165

【凡例】

※食数実績に令和7年度増加すると見込まれる食数を加えたもの。

青字：月の最大値

赤字：月の最小値

令和7年度食数参考値（令和6年5月実績基準）

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	水	0	174	157
2	木	0	191	156
3	金	0	161	149
4	土	0	151	149
5	日	0	153	152
6	月	171	158	152
7	火	213	250	205
8	水	280	387	234
9	木	237	401	228
10	金	232	405	210
11	土	0	174	167
12	日	0	169	163
13	月	232	357	218
14	火	257	433	261
15	水	264	430	275
16	木	274	451	259
17	金	264	431	213
18	土	0	222	172
19	日	0	166	165
20	月	257	342	214
21	火	276	442	252
22	水	261	419	243
23	木	253	456	238
24	金	252	419	195
25	土	0	161	156
26	日	0	0	0
27	月	236	407	279
28	火	313	517	318
29	水	319	512	330
30	木	341	573	301
31	金	358	448	244
平均(平日)		261	405	240
平均(休日)		0	168	158

令和7年度食数参考値（令和6年6月実績基準）

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	土	0	187	175
2	日	0	192	198
3	月	342	538	349
4	火	351	571	361
5	水	358	516	349
6	木	365	558	298
7	金	341	534	212
8	土	0	169	167
9	日	0	165	166
10	月	286	505	290
11	火	294	514	305
12	水	304	536	331
13	木	330	536	326
14	金	323	495	304
15	土	0	202	190
16	日	0	265	212
17	月	302	463	308
18	火	312	480	304
19	水	317	483	297
20	木	322	521	275
21	金	291	454	200
22	土	0	170	161
23	日	0	0	0
24	月	0	433	309
25	火	322	531	308
26	水	315	512	313
27	木	314	499	303
28	金	310	439	220
29	土	0	198	184
30	日	0	194	181
平均(平日)		304	505	298
平均(休日)		0	193	181

令和7年度食数参考値（令和6年7月実績基準）

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	月	360	528	381
2	火	386	469	330
3	水	340	458	311
4	木	311	468	307
5	金	309	424	255
6	土	0	241	226
7	日	0	243	259
8	月	338	460	333
9	火	342	494	342
10	水	348	439	304
11	木	317	447	304
12	金	312	410	242
13	土	0	220	215
14	日	0	242	217
15	月	0	237	233
16	火	331	475	321
17	水	339	492	339
18	木	367	526	341
19	金	375	560	300
20	土	0	275	263
21	日	0	265	260
22	月	362	514	350
23	火	359	520	350
24	水	360	524	378
25	木	391	545	371
26	金	447	540	318
27	土	0	0	0
28	日	0	286	238
29	月	385	519	347
30	火	358	524	352
31	水	365	519	348
平均(平日)		354	493	328
平均(休日)		0	251	238

令和7年度食数参考値（令和6年8月実績基準）

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	木	234	396	247
2	金	259	417	213
3	土	0	168	157
4	日	0	165	157
5	月	263	376	248
6	火	272	408	276
7	水	277	408	279
8	木	283	345	236
9	金	0	334	234
10	土	0	211	206
11	日	0	223	221
12	月	0	225	212
13	火	0	250	228
14	水	0	253	223
15	木	0	286	248
16	金	0	275	217
17	土	0	212	205
18	日	0	214	203
19	月	0	322	252
20	火	277	379	266
21	水	281	383	266
22	木	286	382	261
23	金	274	375	215
24	土	0	0	0
25	日	0	202	197
26	月	339	476	336
27	火	369	571	374
28	水	371	569	423
29	木	429	601	420
30	金	421	607	355
31	土	0	385	433
平均(平日)		309	400	277
平均(休日)		0	202	194

令和7年度食数参考値（令和6年9月実績基準）

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	日	0	253	250
2	月	380	573	371
3	火	380	580	367
4	水	376	577	343
5	木	354	565	348
6	金	349	552	266
7	土	0	228	217
8	日	0	236	222
9	月	351	539	416
10	火	379	558	363
11	水	367	572	349
12	木	365	584	355
13	金	355	535	272
14	土	0	262	247
15	日	0	266	255
16	月	0	291	281
17	火	357	516	336
18	水	364	512	310
19	木	321	519	341
20	金	341	558	286
21	土	0	351	273
22	日	0	286	173
23	月	0	188	242
24	火	352	508	343
25	水	361	517	285
26	木	361	565	345
27	金	353	496	236
28	土	0	0	0
29	日	0	190	186
30	月	270	410	257
平均(平日)		354	538	320
平均(休日)		0	255	234

令和7年度食数参考値（令和6年10月実績基準）

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	火	322	532	313
2	水	324	536	321
3	木	336	549	342
4	金	340	529	280
5	土	0	251	226
6	日	0	263	233
7	月	422	590	443
8	火	519	626	439
9	水	458	622	437
10	木	450	617	431
11	金	433	526	325
12	土	0	234	221
13	日	0	217	208
14	月	0	238	227
15	火	383	491	305
16	水	361	538	323
17	木	344	542	312
18	金	306	400	225
19	土	0	193	179
20	日	0	198	185
21	月	327	452	315
22	火	350	486	344
23	水	363	451	356
24	木	380	440	318
25	金	337	494	224
26	土	0	0	0
27	日	0	190	178
28	月	317	474	294
29	火	328	506	316
30	水	323	467	318
31	木	324	470	324
平均(平日)		365	515	332
平均(休日)		0	223	207

令和7年度食数参考値（令和6年11月実績基準）

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	金	332	503	253
2	土	0	203	196
3	日	0	201	184
4	月	0	206	195
5	火	348	495	310
6	水	342	480	315
7	木	350	477	350
8	金	377	468	257
9	土	0	187	173
10	日	0	187	171
11	月	340	480	314
12	火	337	479	320
13	水	343	531	319
14	木	336	511	311
15	金	362	488	259
16	土	0	179	228
17	日	0	181	227
18	月	307	458	349
19	火	357	492	343
20	水	351	479	323
21	木	337	497	320
22	金	308	455	226
23	土	0	0	0
24	日	0	188	176
25	月	322	476	320
26	火	343	539	339
27	水	349	511	339
28	木	346	514	326
29	金	350	505	263
30	土	0	200	185
平均(平日)		341	491	307
平均(休日)		0	192	192

令和7年度食数参考値（令和6年12月実績基準）

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	日	0	207	178
2	月	329	501	332
3	火	352	521	330
4	水	348	513	339
5	木	348	515	302
6	金	327	492	218
7	土	0	189	178
8	日	0	194	186
9	月	342	540	345
10	火	357	559	344
11	水	356	545	347
12	木	361	539	343
13	金	345	445	229
14	土	0	0	0
15	日	0	210	198
16	月	331	533	324
17	火	330	508	320
18	水	316	499	301
19	木	319	568	288
20	金	222	257	161
21	土		165	147
22	日	0	161	153
23	月	231	240	193
24	火	233	230	192
25	水	202	213	179
26	木	0	205	180
27	金	0	201	172
28	土	0	163	154
29	日	0	156	145
30	月	0	161	151
31	火	0	161	150
平均(平日)		313	406	260
平均(休日)		0	180	167

令和7年度食数参考値（令和6年1月実績基準）

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	月	0	0	0
2	火	0	141	136
3	水	0	148	144
4	木	0	161	146
5	金	0	173	143
6	土	0	135	133
7	日	0	133	130
8	月	0	146	144
9	火	230	323	224
10	水	255	399	251
11	木	276	446	273
12	金	265	454	227
13	土	00	173	173
14	日	0	178	177
15	月	289	451	284
16	火	329	551	322
17	水	330	466	346
18	木	344	539	340
19	金	346	482	243
20	土	0	189	192
21	日	0	195	198
22	月	322	362	222
23	火	371	344	208
24	水	370	462	320
25	木	313	530	372
26	金	383	507	299
27	土	0	206	241
28	日	0	0	0
29	月	389	486	366
30	火	402	540	404
31	水	412	491	398
平均(平日)		330	402	269
平均(休日)		0	169	173

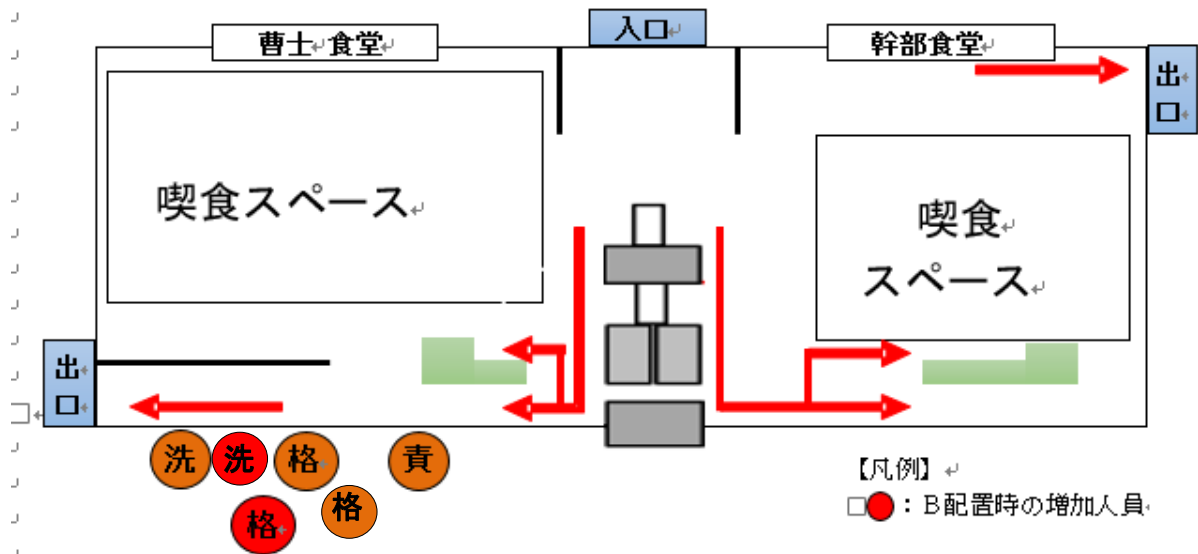
令和7年度食数参考値（令和6年2月実績基準）

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	木	399	498	368
2	金	362	464	320
3	土	0	0	0
4	日	0	193	271
5	月	373	481	447
6	火	394	532	443
7	水	385	507	431
8	木	377	516	415
9	金	366	514	277
10	土	0	192	228
11	日	00	183	221
12	月	0	203	238
13	火	313	511	353
14	水	310	512	358
15	木	0	0	0
16	金	0	0	0
17	土	0	0	0
18	日	0	0	0
19	月	279	260	265
20	火	297	498	369
21	水	328	488	333
22	木	318	459	266
23	金	0	210	218
24	土	0	185	223
25	日	0	183	213
26	月	295	357	351
27	火	360	441	349
28	水	333	470	349
29	木	302	458	358
平均(平日)		340	468	356
平均(休日)		0	192	230

食数実績 (令和6年3月)

日	曜日	朝食	昼食	夕食
1	金	295	439	251
2	土	0	161	207
3	日	0	156	202
4	月	269	419	339
5	火	301	403	342
6	水	315	428	342
7	木	300	442	359
8	金	307	411	234
9	土	0	159	209
10	日	0	164	230
11	月	296	405	343
12	火	311	456	327
13	水	280	421	305
14	木	285	432	338
15	金	281	491	241
16	土	0	158	194
17	日	0	156	195
18	月	240	400	327
19	火	269	427	269
20	水	225	195	257
21	木	266	409	313
22	金	272	425	251
23	土	0	172	214
24	日	0	0	0
25	月	301	475	357
26	火	322	495	347
27	水	307	479	350
28	木	313	481	343
29	金	294	404	268
30	土	0	152	149
31	日	0	151	149
平均(平日)		288	425	309
平均(休日)		0	158	194

宮古島駐屯地食堂における食器洗浄人員の実績



区分	主な任務	A	B
食器 洗浄	●責 現場責任者（全般指示、食器格納兼任）	1	1
	●洗 シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	1	2
	●格 洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	2	3
合計		4	6

「（食器洗浄及び清掃作業）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」

No	使用区分	品名	単位	数量	備考
1	作業従事者個人用	マスク	CA	51	100枚入
2	作業従事者個人用	帽子	CA	51	100枚入
3	作業従事者個人用	ユニホーム	EA	1/人以上	白色を基準
4	作業従事者個人用	食器洗浄用エプロン	EA	1/人以上	食品衛生法適合
5	作業従事者個人用	清掃用エプロン	EA	1/人以上	食品衛生法適合
6	作業従事者個人用	厨房用履物	EA	1/人以上	耐油/抗菌
7	作業従事者個人用	名札	EA	1/人	白地に黒文字
8	作業従事者個人用	使い捨て手袋	CA	102	左右兼用 100枚入
9	作業従事者個人用	爪ブラシ	EA	1/人以上	ブラシ：ナイロン
10	食器洗浄用	スポンジたわし	EA	144	中目 90×150×30
11	食器洗浄用	中性洗剤	CA	2	4.5ℓ 4個入
12	食器洗浄用	弱アルカリ性洗剤	CA	1	4.5ℓ 4個入
13	食器洗浄用	クレンザー	CA	6	24本入
14	食器洗浄用	油用食器洗剤	CA	1	4.5ℓ 4個入
15	食器洗浄用	除菌漂白剤	CA	2	3.5kg 4個入
16	食器洗浄用	ジェルクリーナー	CA	36	5kg 洗浄機用
17	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄器用洗剤	PC	14	10kg
18	食器洗浄器具 卓上清掃用	アルコール除菌 スプレー	ST	2	800ml 6個入 洗浄後消毒 食卓・卓上品、椅子消毒
19	卓上清掃用	タオル、布巾	ST	20	10枚入
20	卓上清掃用	洗濯用洗剤	CA	2	4.5ℓ 4個入
21	食堂・食器洗浄室清掃用	ほうき	ST	1	5本入
22	食堂・食器洗浄室清掃用	デッキブラシ	ST	1	5本入
23	食堂・食器洗浄室清掃用	バケツ	ST	1	10ℓ 5個入
24	食堂・食器洗浄室清掃用	水切り	ST	1	5本入
25	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ	PC	6	240×210mm 1380mm
26	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ洗い器	EA	6	
27	食堂清掃用	ワックス	EA	2	部分清掃用
28	現場責任者用	腕章	EA	1	青色

作 業 完 了 届

陸上自衛隊宮古島駐屯地
糧食班長 殿

業者名

現場責任者

下記のとおり、役務が完了したのでお届けします。

- 1 役 務 名 : 給食業務役務
- 2 役務場所 :
- 3 実施期間 : 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
- 4 完了年月日 : 令和 年 月 日

使用器材一覧表（宮古島駐屯地）

区 分		数 量	能 力	備 考
食 器 洗 浄 器 材	かきあげ式洗浄機（浸漬槽付）， 2号（電気式）	1台	最大：8000枚/時	
	電気式食器消毒保管庫，2号	3台	乾熱式 30℃～120℃ 30～180分連続運転	